

静岡市報

No. 7

静岡市追手町5番1号

発行所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発行日 毎月1日

目次

条 例

静岡市事務分掌条例の一部改正	228
静岡市総合計画審議会条例の制定	228
静岡市地域振興基金条例の制定	230
静岡市立児童会館条例の廃止	231
静岡市母子療育訓練センター条例の一部改正	231
静岡市病院事業の設置等に関する条例の一部改正	232
静岡市清水港海づり公園条例の制定	233
静岡市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の制定	235
静岡市視聴覚教育施設条例の一部改正	236

規 則

第7回静岡市営静岡競輪の開催に伴う静岡市会計規則及び静岡市契約規則の特例に関する規則の制定	238
静岡市税条例施行規則の一部改正	239
静岡市消防本部の組織に関する規則の一部改正	239
静岡市消防長事務専決規則の一部改正	240
静岡市消防手帳規則の一部改正	241
静岡市駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定	241
静岡市駐車場条例施行規則の一部改正	242
静岡市会計規則の一部改正	246
静岡市立児童会館条例施行規則の廃止	247
静岡市物品管理規則の一部改正	247

訓 令

静岡市中央卸売市場に勤務する職員の勤務時間等の特例に関する規程の制定	249
------------------------------------	-----

告 示

地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示の一部改正	250
地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示の一部改正	251

消防本部訓令

静岡市消防本部及び消防署処務規程の一部改正	251
静岡市消防署の組織に関する規程の一部改正	253

選挙管理委員会告示

在外選挙人名簿からの抹消	253
静岡海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧	254
在外選挙人名簿からの抹消	254
選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧	254
在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧	254
衆議院議員総選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票のための投票用紙等を郵送により発送することができる日	255

公平委員会規則 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正	255
--------------------------------------	-----

条 例

静岡市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年10月10日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第331号

静岡市事務分掌条例の一部を改正する条例

静岡市事務分掌条例（平成15年静岡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第158条第7項」を「第158条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市総合計画審議会条例をここに公布する。

平成15年10月10日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第332号

静岡市総合計画審議会条例

（設置）

第1条 静岡市は、総合計画に関し、市長の諮問する事項を調査審議するため、静岡市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の規定に基づく市の基本構想(以下「基本構想」という。)の策定に関する事。
- (2) 基本構想に基づく基本計画の策定に関する事。
- (3) 前2号に定めるもののほか、総合計画に関し市長が必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験がある者
- (2) 市民
- (3) 関係行政機関の職員

3 市長は、前項第2号に掲げる委員を、各界各層の幅広い分野から選任するよう努めるものとする。

4 委員の任期は、委嘱の日から第1条に規定する市長の諮問事項に係る調査審議が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長は、審議会の会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(条例の失効)

2 この条例は、審議会が第1条に規定する市長の諮問事項に係る調査審議を終了した日限り、その効力を失う。

静岡市地域振興基金条例をここに公布する。

平成15年10月10日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第333号

静岡市地域振興基金条例

(設置)

第1条 静岡市における市民の連帯の強化又は地域振興に要する経費の財源に充てるため、静岡市地域振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、次に掲げるものの合計額とする。

(1) 40億円

(2) 第4条第2項の規定により基金に編入する剰余金

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、静岡市一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充てるものとする。

2 前項の場合において、剰余金が生じたときは、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市立児童会館条例を廃止する条例をここに公布する。

平成15年10月10日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第334号

静岡市立児童会館条例を廃止する条例

静岡市立児童会館条例(平成15年静岡市条例第120号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成15年11月10日から施行する。

静岡市母子療育訓練センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年10月10日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第335号

静岡市母子療育訓練センター条例の一部を改正する条例

静岡市母子療育訓練センター条例(平成15年静岡市条例第159号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(暫定利用)

- 3 当分の間、市長が、必要があると認めるときは、市内に居住する者以外のもセンターを利用することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年10月10日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第336号

静岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市病院事業の設置等に関する条例(平成15年静岡市条例第172号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号に次のように加える。

ウ 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づいて行う事業の種別

(ア) 居宅サービス事業

(イ) 居宅介護支援事業

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年11月1日から施行する。

(静岡市立病院条例の一部改正)

- 2 静岡市立病院条例(平成15年静岡市条例第173号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する規準(平成12年厚生省告示第19号)」を「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成

12年厚生省告示第19号)、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第20号)」に改める。

静岡市清水港海づり公園条例をここに公布する。

平成15年10月10日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市条例第337号

静岡市清水港海づり公園条例

(設置)

第1条 静岡市は、市民の健全な余暇の利用に資するとともに、港に親しむ憩いの場に供するため、次の施設を設置する。

名 称	位 置
静岡市清水港海づり公園	静岡市清水袖師町1974番3地先

(海づり公園の構成)

第2条 静岡市清水港海づり公園(以下「海づり公園」という。)は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 海づりエリア
- (2) 多目的広場
- (3) 親水広場
- (4) 前3号の施設に附帯する施設

(海づりエリアの利用の許可)

第3条 海づり公園の施設のうち海づりエリア(以下「海づりエリア」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(海づりエリアの利用の不許可)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、海づりエリアの利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 海づりエリアの管理上支障があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

(使用料の納付等)

第5条 海づりエリアの利用の許可を受けた者(以下「海づりエリア利用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減額又は免除)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(海づりエリアの利用の許可の取消し)

第7条 市長は、海づりエリア利用者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、海づりエリアの利用の許可を取り消すことができる。

(1) 海づりエリア利用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 海づりエリア利用者が、第3条第2項の規定による条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長がその利用を不相当と認めるとき。

(入場の制限)

第8条 市長は、海づり公園の入場者(海づりエリア利用者を含む。)が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき、その他管理上支障があると認めるときは、海づり公園への入場を拒否し、又は退場させることができる。

(供用の休止等)

第9条 市長は、第2条各号に規定する施設の補修その他管理上必要があると認めるときは、これらの施設の全部又は一部の供用を休止し、又は入場を制限することができる。

(損害賠償の義務)

第10条 海づり公園の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して60日を超えない範囲内で規則で定める日から施行す

る。

別表（第5条関係）

区 分	使用料（1人1日につき）
15歳以上の者	500円
7歳以上15歳未満の者	300円

備考 15歳である者であって中学校の生徒であるもの及びこれに準ずるもの並びに6歳である者であって小学校の児童であるもの及びこれに準ずるものは、7歳以上15歳未満の者の区分とする。

静岡市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例をここに公布する。

平成15年10月10日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第338号

静岡市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例

（趣旨）

第1条 この条例は、静岡市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の保育料及び入園料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（保育料及び入園料）

第2条 保育料及び入園料は、次のとおりとする。

（1）保育料 年額 90,000円

（2）入園料 2,400円

（保育料及び入園料の徴収）

第3条 市長は、保育料及び入園料を園児の保護者から徴収する。

2 保育料は、月割によりその月分を毎月25日までに徴収する。

3 入園料は、入園の際徴収する。

第4条 年度の途中で入園し、又は退園した者については、入園した日の属する月から、又は退園した日の属する月までの保育料を月割で徴収する。

(保育料及び入園料の減額又は免除)

第5条 保育料は、幼稚園の休業又は園児の欠席、休園若しくは出席停止の場合にも減額し、又は免除しない。ただし、天災地変その他特別の事情による幼稚園の休業又は園児の欠席、休園若しくは出席停止の期間が当該月の全期間にわたる場合は、保育料を減額し、又は免除することができる。

第6条 市長は、園児の保護者が次に掲げる世帯に属するときは、保育料及び入園料を減額し、又は免除することができる。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯

(2) 当該年度分の市民税の所得割が非課税となる世帯

2 前項に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるときは、保育料及び入園料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(静岡市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例及び清水市立幼稚園保育料徴収条例の廃止)

2 静岡市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例(昭和35年静岡市条例第5号)及び清水市立幼稚園保育料徴収条例(昭和29年清水市条例第28号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の保育料及び入園料について適用し、同日前の保育料及び入園料については、なお合併前の静岡市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例又は清水市立幼稚園保育料徴収条例の例による。

静岡市視聴覚教育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年10月10日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市視聴覚教育施設条例の一部を改正する条例

静岡市視聴覚教育施設条例(平成15年静岡市条例第274号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「AV研修室」を「パソコン研修室」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第5条、第10条関係)

1 各室附帯特殊器具

設置室名		視聴覚機器使用料 (1回につき)	その他機器使用料 (1回につき)
視聴覚ホール		3,840円	
第1研修室		1,080円	
第2研修室		1,080円	
第3研修室		1,870円	
パソコン研修室		2,430円	パソコン一式 740円
スタジオ		1,290円	
小会議室		580円	
教材制作室	ダビング架	570円	
	リニア編集機	350円	
	ノンリニア編集機	170円	

備考 利用単位1回の利用時間は、4時間以内とする。

2 その他特殊器具

名称	使用料(1回につき)
書画カメラ	30円
スキャナー卓	30円
電子ボード	30円
ノートパソコン	30円

備考 利用単位1回の利用時間は、4時間以内とする。

附 則

この条例は、平成15年12月12日から施行する。

規 則

静岡市規則第286号

第7回静岡市営静岡競輪の開催に伴う静岡市会計規則及び静岡市契約規則の特例に関する規則をここに制定する。

平成15年9月26日

静岡市長 小 嶋 善 吉

第7回静岡市営静岡競輪の開催に伴う静岡市会計規則及び静岡市契約規則の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、第7回静岡市営静岡競輪の開催に伴う財務事務の取扱いについて、静岡市会計規則(平成15年静岡市規則第45号。以下「会計規則」という。)及び静岡市契約規則(平成15年静岡市規則第47号。以下「契約規則」という。)の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 第7回静岡市営静岡競輪 平成15年9月26日から同月29日までの予定で開催される平成15年第7回静岡市営静岡競輪をいう。

(2) 臨時場外 第7回静岡市営静岡競輪の開催に当たり、本市が自転車競技法(昭和23年法律第209号)第4条の規定により設置する臨時場外車券売場をいう。

(資金前渡の範囲の特例)

第3条 会計規則第75条に定めるもののほか、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第161条第1項第14号に規定する規則で定める経費は、臨時場外の運営に要する経費で、当該臨時場外の設置場所において支払をするものとする。

(契約書の省略の特例)

第4条 前条の規定により資金前渡することができる経費に係る契約を随意契約の方法により行うときは、契約規則第33条第1項及び第34条の規定(委託事務及びこれに類するものに係る契約にあつては、これらの規定のほか静岡市予算規則(平成15年静岡市規則

第46号)第24条第3項の規定)にかかわらず、契約書の作成を省略し、及び請書その他これに準ずる書面を提出させないことができる。

(前渡資金の精算の特例)

第5条 第3条の規定により資金前渡された経費の精算について、会計規則第79条第1項第2号に規定する期間にかかわらず、精算することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、平成16年5月31日限り、その効力を失う。

静岡市規則第287号

静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成15年9月30日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市税条例施行規則(平成15年静岡市規則第59号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(合併前の清水市の区域に係る事業所税の申告書の提出義務の特例)

4 条例附則第6条の規定の適用がある場合における第10条の規定の適用については、同条第1号中「事業所床面積」とあるのは「事業所床面積(合併前の清水市の区域に係るものを除く。)」と、「従業者の数」とあるのは「従業者の数(合併前の清水市の区域に係るものを除く。)」とする。

附 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

静岡市規則第288号

静岡市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成15年10月1日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則

静岡市消防本部の組織に関する規則（平成15年静岡市規則第245号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項予防課所掌事務中第16号を第17号とし、第10号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) ガス事業法に基づく立入検査等に関すること。

第3条第2項指導課所掌事務中第14号を第15号とし、第9号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) ガス事業法に基づく立入検査等に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第289号

静岡市消防長事務専決規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成15年10月1日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市消防長事務専決規則の一部を改正する規則

静岡市消防長事務専決規則（平成15年静岡市規則第246号）の一部を次のように改正する。

第2条中第16号を第19号とし、第15号を第18号とし、第14号の次に次の3号を加える。

(15) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第46条第1項の規定による報告の徴収に関すること。

(16) ガス事業法第47条第1項の規定による立入検査に関すること。

(17) ガス事業法第47条の2第1項の規定による命令に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第290号

静岡市消防手帳規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成15年10月1日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市消防手帳規則の一部を改正する規則

静岡市消防手帳規則（平成15年静岡市規則第251号）の一部を次のように改正する。

第3条中「並びに火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第43条」を「、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第43条並びにガス事業法（昭和29年法律第51号）第47条」に改める。

別表の表中「並びに火薬類取締法第43条」を「、火薬類取締法第43条並びにガス事業法第47条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、改正前の静岡市消防手帳規則の規定により貸与した手帳は、当分の間調整してこれを使用することができる。

静岡市規則第291号

静岡市駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに制定する。

平成15年10月10日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

静岡市駐車場条例の一部を改正する条例（平成15年静岡市条例第328号）の施行期日は、平成15年10月14日とする。

静岡市規則第292号

静岡市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成15年10月10日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市駐車場条例施行規則（平成15年静岡市規則第226号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び静岡市草薙駅前駐車場（以下「草薙駅前駐車場」という。）」を「、静岡市草薙駅前駐車場（以下「草薙駅前駐車場」という。）及び静岡市静岡駅北口地下駐車場（以下「静岡駅北口地下駐車場」という。）」に改める。

第3条中「及び草薙駅前駐車場」を「、草薙駅前駐車場及び静岡駅北口地下駐車場」に改め、同条の表中

「

草薙駅前駐車場	午前6時30分から午後12時まで	を
---------	------------------	---

」

「

草薙駅前駐車場	午前6時30分から午後12時まで	に
静岡駅北口地下駐車場	午前6時から午後12時まで	

」

改める。

第5条第1項、第6条、第7条第1項及び第17条中「及び草薙駅前駐車場」を「、草薙駅前駐車場及び静岡駅北口地下駐車場」に改める。

別表に次のように加える。

4 静岡駅北口地下駐車場

区 分	金 額	備 考
-----	-----	-----

15分までごとに	100円	<ol style="list-style-type: none"> 1 最初の30分までは100円とする。 2 1日(午前6時から午後12時までをいう。以下この表において同じ。)1回につき10時間を超える場合は、3,900円とする。 3 2の場合における1回とは、入場から出場までをいい、入場から出場までが1日を超える場合は、1日以内の利用時間をもって1回とみなす。
1泊(午後11時30分から翌日の午前6時30分まで)	1,000円	

備考 午前6時から午前6時30分まで及び午後11時30分から午後12時までの駐車時間については、1泊の項の規定を適用した場合は、他の項の規定を適用しない。

様式第1号に次のように加える。

(4) 静岡駅北口地下駐車場用



駐 車 券

入出場できる時間：午前6時～午後12時

管理事務所：(電話番号)

静岡市静岡駅北口地下駐車場

- | | |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 この券は、出庫の際に必要です。大切にお持ちください。 2 出庫の際は、待合いロビー内に設置してある精算機に本券を入れて精算してください。 3 場内では、係員の指示に従ってください。 | |
|--|--|

この券を折り曲げたり、磁気に近づけたりしないようお願いします。

様式第2号に次のように加える。

(3) 静岡駅北口地下駐車場用

静岡市静岡駅北口地下駐車場

(電話番号)

領 収 証

(精算日時)

(入庫日時)

(使用料)

(回数券等利用額)

(領収額)

様式第3号に次のように加える。

(4) 静岡駅北口地下駐車場用



回数駐車券

(円)

静岡市静岡駅北口地下駐車場

- 1 この券は、静岡市静岡駅北口地下駐車場以外は使用できません。
- 2 駐車料金を精算する際には、精算機に駐車券を入れた後にこの券を挿入してください。

この券を折り曲げたり、磁気に近づけたりしないようお願いします。

様式第4号を次のように改める。

(1) 清水駅西口駐車場、清水駅東口駐車場及び草薙駅前駐車場用

領	収
静岡市出納員	課長
静岡市	駐車場
静岡市 部	課
(日付)	
(時間)	
(発行番号)	
(区分番号)	
(領収額)	

(2) 静岡駅北口地下駐車場用

領	収
---	---

金額				円
----	--	--	--	---

ただし、静岡市静岡駅北口地下駐車場回数駐車券の額の納付について

内訳：回数駐車券

100円券	300円券	400円券
11券片× 冊	11券片× 冊	11券片× 冊
22券片× 冊	22券片× 冊	22券片× 冊
60券片× 冊	60券片× 冊	60券片× 冊
250券片× 冊	250券片× 冊	250券片× 冊

領収印

様

附 則

この規則は、平成15年10月14日から施行する。

静岡市規則第293号

静岡市会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成15年10月10日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市会計規則の一部を改正する規則

静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

静岡都市計画事務所 市街地整備課	課長	自転車等駐車場使用料、放置 自転車保管料収入及び保管	所属職員
---------------------	----	-------------------------------	------

を

		自転車売却収入並びに業務に附帯して生ずる予算外の現金の収納	
--	--	-------------------------------	--

「

静岡都市計画事務所 市街地整備課	課長	静岡駅北口地下駐車場使用料、自転車等駐車場使用料、放置自転車保管料収入及び保管自転車売却収入並びに業務に附帯して生ずる予算外の現金の収納	所属職員
---------------------	----	--	------

」

に

」

改める。

附 則

この規則は、平成15年10月14日から施行する。

静岡市規則第294号

静岡市立児童会館条例施行規則を廃止する規則をここに制定する。

平成15年10月10日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市立児童会館条例施行規則を廃止する規則

静岡市立児童会館条例施行規則（平成15年静岡市条例第83号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成15年11月10日から施行する。

静岡市規則第295号

静岡市物品管理規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成15年10月10日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市物品管理規則の一部を改正する規則

静岡市物品管理規則（平成15年静岡市規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

静岡都市計画事務所 市街地整備課	課長	自転車等保管所及び自転車等駐 車場の物品の出納保管	
---------------------	----	------------------------------	--

を

」

「

静岡都市計画事務所 市街地整備課	課長	自転車等保管所、自転車等駐車 場及び駐車場の物品の出納保管	
---------------------	----	----------------------------------	--

に、

」

「

静岡都市計画事務所 東静岡駅周辺整備課	課長	新都市拠点整備事務所の物品の 出納保管	所属職員
------------------------	----	------------------------	------

を

」

「

静岡都市計画事務所 東静岡駅周辺整備課	課長	新都市拠点整備事務所の物品 の出納保管	所属職員
清水都市計画事務所 市街地整備課	課長	自転車等保管所、自転車等駐車 場及び駐車場の物品の出納保管	

に

」

改める。

附 則

この規則は、平成15年10月14日から施行する。

訓 令

静岡市訓令第36号

中央卸売市場

静岡市中央卸売市場に勤務する職員の勤務時間等の特例に関する規程を次のように定める。

平成15年10月10日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市中央卸売市場に勤務する職員の勤務時間等の特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、静岡市中央卸売市場に勤務する職員(以下「職員」という。)の勤務時間、週休日、休憩時間及び休息時間の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間等)

第2条 職員の勤務時間、休憩時間及び休息時間は、別表のとおりとする。

(週休日)

第3条 職員の週休日は、4週間ごとの期間につき8日とし、日曜日及びあらかじめ市場長が職員ごとに指定する日とする。

(勤務時間等の割振り)

第4条 職員に対する勤務時間、週休日、休憩時間及び休息時間の割振りは、市場長が別に定め、当該勤務に従事する日前10日までに明示する。

(割振りの変更)

第5条 市場長は、業務の都合により特に必要があると認めるときは、第2条に規定する休憩時間及び休息時間を繰り上げ、若しくは繰り下げ、又は前条の規定により定めた勤務時間等の割振りを変更することができる。この場合において、市場長は、変更の内容を速やかに当該関係職員に明示しなければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

別表(第2条関係)

区分	勤務時間	休憩時間	休息時間
A勤務	午前5時から午後1時45分まで	午後0時15分から午後1時まで	午前8時45分から午前9時まで及び午後1時30分から午後1時45分まで
B勤務	午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時15分から午後1時まで	正午から午後0時15分まで及び午後5時から午後5時15分まで

告 示

静岡市告示第231号

地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示(平成15年静岡市告示第5号)の一部を次のように改正する。

平成15年9月30日

静岡市長 小嶋善吉

表中

「

静岡市黒金町東第1自転車等駐車場及び静岡市黒金町東第2自転車等駐車場使用料の徴収事務	太平ビルサービス株式会社静岡支店長	を
--	-------------------	---

」

「

静岡市黒金町東第1自転車等駐車場及び静岡市黒金町東第2自転車等駐車場使用料の徴収事務	静岡ビル保善株式会社取締役社長	に
--	-----------------	---

」

改める。

附 則

この告示は、平成15年10月1日から施行する。

静岡市告示第233号

地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示(平成15年静岡市告示第5号)の一部を次のように改正する。

平成15年10月10日

静岡市長 小嶋善吉

表に次のように加える。

静岡市静岡駅北口地下駐車場使用料の徴収事務	静岡ビル保養株式会社取締役社長
-----------------------	-----------------

附 則

この告示は、平成15年10月14日から施行する。

消防本部訓令

静岡市消防本部訓令第23号

消 防 本 部
各 消 防 署

静岡市消防本部及び消防署処務規程(平成15年静岡市消防本部訓令第6号)の一部を次のように改正する。

平成15年10月1日

静岡市消防長 本 多 義 章

別表2 個別専決事項指導課に関する事項中

「

7 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第74条第1項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第87条第1項の規定による通報の受理及び処理に関すること。			を
---	--	--	---

」

「

7 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第74条第1項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第87条第1項の規定による通報の受理及び処理に関すること。
 8 ガス事業法(昭和29年法律第51号)に基づく立入検査等に関すること。

に

改め、同表2個別専決事項署に関する事項中

14 高圧ガス保安法第74条第1項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第87条第1項の規定による通報の受理及び処理に関すること。
 15 風俗営業の許可に対する意見書の交付に関すること。
 16 静岡市火災予防条例(平成15年静岡市条例第286号)第62条から第66条まで及び第68条の規定による届出の受理及び処理に関すること。

軽易なもの

を

14 高圧ガス保安法第74条第1項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第87条第1項の規定による通報の受理及び処理に関すること。
 15 ガス事業法に基づく立入検査等に関すること。
 16 風俗営業の許可に対する意見書の交付に関すること。
 17 静岡市火災予防条例(平成15年静岡市条例第286号)第62条から第66条まで及び第68条の規定による届出の受理及び処理に関すること。

軽易なもの

に

改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

静岡市消防本部訓令第24号

各消防署

静岡市消防署の組織に関する規程（平成15年静岡市消防本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

平成15年10月1日

静岡市消防長 本多義章

第3条第1項追手町消防署、石田消防署、千代田消防署及び清水消防署の予防担当の所掌事務中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6）ガス事業法に基づく立入検査等に関する事。

第3条第2項湾岸消防署及び日本平消防署の予防担当の所掌事務中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6）ガス事業法に基づく立入検査等に関する事。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

静岡市選挙管理委員会告示第76号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第2号（4箇月経過抹消）の規定に基づき、平成15年10月2日現在により、次の者を在外選挙人名簿から抹消した。

平成15年10月2日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田勝也

「次の者」掲載省略

静岡市選挙管理委員会告示第77号

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条第1項において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1号の規定により、静岡市役所静岡総合事務所において静岡海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を平成15年10月20日から平成15年11月3日まで15日間、毎日午前8時30分から午後5時まで縦覧する。

平成15年10月2日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

静岡市選挙管理委員会告示第78号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第2号（4箇月経過抹消）の規定に基づき、平成15年10月14日現在により、次の者を在外選挙人名簿から抹消した。

平成15年10月14日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

「次の者」掲載省略

静岡市選挙管理委員会告示第79号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条の規定により、静岡市役所静岡総合事務所において平成15年10月27日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を平成15年10月28日から平成15年10月29日の2日間、毎日午前8時30分から午後5時まで縦覧する。

平成15年10月14日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

静岡市選挙管理委員会告示第80号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7の規定により、静岡市役所静岡総合事務所において、平成15年10月28日現在で在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所地及び生年月日を記載した書面を平成15年10月28日から平成15年11月1日まで5日間、毎日午前8時30分から午後5時まで縦覧する。

平成15年10月14日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

静岡市選挙管理委員会告示第81号

平成15年11月9日執行予定の衆議院議員総選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票のための投票用紙等を郵送により発送することができる日を、平成15年10月26日からと定めた。

平成15年10月14日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

公平委員会規則

静岡市公平委員会規則第12号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成15年9月22日

静岡市公平委員会委員長 長 島 弘 明

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(平成15年静岡市公平委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

監査委員事務局	事務局長 次長 参事 副参事 企画に関する事務を担当する副主幹及び主査
---------	-------------------------------------

」を

「

監査委員事務局	事務局長 次長 参事 副参事 統括主幹 主幹 企画に関する事務を担当する副主幹及び主査
---------	---

」に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。